

に当るべき立場と義務のある被告自身が、無批判に、やみくもに原発推進に邁進するという、国民不在の現状によって、本来なら当然不合格となるはずの本件2号炉の申請が、まともな審査とは到底言えない内容によって「妥当」とされ、原発推進を進めることしか前提にしていない被告によって、許可処分がなされたのである。

本件2号炉での相次ぐ事故と、こうした重大な内容を審査していないという事実によって、審査の誤りと、原子炉規制法第二十四条一の四項の「原子炉の構造及び設備が核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物、または原子炉による災害防止上支障のないものであること」と求められていることに違反していることは明らかであり、よって許可処分の失当は明白で、取り消されねばならない。

チェルノブイリ原発事故の放射能被ばくにさらされ、原発に社会の未来を託すことはできないことを確信したドイツの国民は、このほど正式に原発の廃止を決め、これから具体的な脱原発の法律の制定や、原子力を使わないエネルギー体制作りを進めることになった。既にスウェーデンも脱原発を決定して、原発なしで暮らす社会作りに向かっている。アメリカは1979年のTMI事故以後、新規の原発の発注は全くない。それどころか、受注済み、建設中だった原発が相次いで中止となっている。これらに関する証拠提出後も状況は変わっておらず、原発に早くから取り組んだ民間シンクタンクのエネルギー環境研究所も、原発よりも、風力発電など自然エネルギーの可能性を高く評価しているのである。

時代は脱原発社会へと変わっているのである。たった一つの原子炉が核暴走事故や爆発

事故を起こせば、一つの国の被害にとどまらず、世界中が、その被害におびえる、というあまりに「馬鹿げた賭け」のもとで暮らす社会が、どうして許されるのか。そのような体制のもとで誰が喜び、誰が利益を得るのか。今、私たちは、子供達とこれからの社会に生きていく人達のためにも、素直に、真剣に考え、行動することが求められている。

本件裁判に関わる全ての人にも、その問いが突き付けられていると原告らは考えている。  
(終り)

## 会計報告('99.3/1~3/31)

収入	
ニュース講読料	27,000
コピー代	4,560
計	31,560
支出	
ニュース印刷代	23,850
郵送料	9,235
振替手数料	420
資料費	3,141
事務用品費	10,437
コピー料	3,559
計	50,642
差引	-19,082
積立金合計	2,017,055

# 伊方訴訟ニュース 第308号 1999年4月15日

伊方原発訴訟を支援する会 連絡先 〒530-0047 大阪市北区西天満4-9-15 第一神明ビル 藤田法律事務所 電話 06-6363-2112 口座 00930-0-48780

## 原告側が「求釈明」の書面を提出 お粗末で身勝手な国側「反論」を追及

「訴訟ニュース」第306号で報告しておきましたように、被告国側は約束を破って、前回公判の直前に反論の準備書面(34)を提出。これに対して原告住民側は、とりあえず口頭で、その書面の内容は反論になっていないことを述べ、その概要は同号でお知らせしておいたとおりです。裁判長からの要請もあり、原告側は3月11日付けで、国側の準備書面の内容について釈明を求める準備書面を裁判所に提出しました。

その内容は、合計20項目にも及ぶもので全文は次号で紹介する予定ですが、その概要を以下に報告しておきます。厳しい求釈明に国側が、どう回答してくるか楽しみです。

### 伊方沖活断層について

①国側の準備書面(34)(以下「書面」)には、現在から約数10万年前以降に動いた活断層を耐震設計で考慮する、とあるが、そうしたことが、安全審査のために四電が提出した申請書にも、また安全審査資料にも記載されていないのは、どういうことか?

②伊方沖活断層の評価で、安全審査も四電の申請を妥当と判断するという重大な誤りを犯した、との原告側の主張に対して、「書面」は、原告側の指摘を勝手にねじまげ、言い訳を述べている。しかし最も大事な問題の核心、

つまり、音波探査図面上で「ウソの音波情報」に隠されて不明な個所を、勝手に「そこまで断層は及んでいない」と判断したことについては、垣見証人も誤りを認めているのに、「書面」が全く言及していないのは、どうしたことなのか?

③沖合活断層の評価の誤りを、1、2及び3号炉のそれぞれの安全審査で、一貫して重ねてきたことは理解しがたく、安全審査の客観的な判断能力の不足、ないしは、判断する意志がなかったか、のどちらかであると理解しているが、それでいいのか?

### 「歴史地震」の甘い評価

①本件2号炉の「設計地震動」の根拠になった「伊予宇和島地震」について、マグニチュードを低く見積もりながら、あたかも余裕を見たかのように思わせるトリックを使っている、という原告側の指摘に全く答えていないのは、どうしたことか?

②垣見証人も「根拠がない」と証言した「地震地帯区分」によって、安全審査でも耐震設計の対象から除外した「芸予地震」は、国も採用している計算法でも、「設計地震動」の3倍以上の地震動を敷地に与える、という原告側の指摘に全く答えていないが、どうしたことか?

## 「断層モデル」について

安全審査では、公開された資料は全くないが、沖合活断層については、念のために「簡易な断層モデル」で地震動を計算し、設計地震動の1.5倍とした「安全余裕検討用地震動」300ガルの程度だった、と垣見証人は証言し、「書面」もそれを持ち出している。

①「簡易な断層モデル」の内容は「書面」でも全く不明なままである。そのモデルと計算に使用した数値を明らかにしてほしい。

②「現実には考えられない極端な仮定のケース」では300ガルを超えた、と言うが、そのケースの内容と計算結果を明らかにしてほしい。

## 原告準備書面

1999年1月22日提出  
(その2)

**伊方原発で1年8ヶ月の間に相次いだ4回の事故一応対の暇もない事故の連続に知事も県議会も驚きあきれ**

### 96年1月・3号炉で蒸気噴出 2次冷却系破損事故

こうした本件2号炉及び1号炉、同形原子炉などでの事故の相次ぐ中で、96年1月には、運転を開始して1年2か月しか経っていない同3号炉の初めての定期点検で、湿分分離加熱弁から大量の二次系蒸気が噴出、周辺住民は恐慌状態に陥った。原因は建設当初からの部品の取り付け間違いが元になって、引き起こされたもので、六つの逃し弁と母管が破壊され、地震に備えての部品が折れるというすさまじい事態となった。

この事故は、二次冷却系の損傷、蒸気噴出

事故であったが、四国電力や被告らは「基本設計と違い、審査と関係ない」と強弁し、極力、この事故を小さいものに見せるため、原告のデータ提出要求をいまだに無視したままである(96年4月19日原告提出書面。甲109号証から116号証及び、同年11月15日提出書面。甲122～123号証)。

また、四国電力は事故後「検査体制の強化、原子力本部の強化、メーカーの品質管理徹底指導と特別検査の実施、など再発防止に努める」(甲112号証)と、国、県、伊方町、住民に対して、お決まりの約束を繰り返した。

### 97年6月・放射能汚染水の流出事故

が、その記憶が忘れられる間もない、翌97年6月5日、またもや伊方3号炉で、定期点検の作業中に、放射能汚染水5トンが、密閉性がなく、その上、近くに作業員が8人もいる環境の、補助建屋の中に漏れ出る事故が発生した(甲164号証)。

原因は「作業手順の確認の不徹底と作業責任者の勘違い」としている(甲165号証)。

これに対して、前回の事故の際に、国にまで事故防止の指導を求めた伊方町は、四国電力に抗議、同議会も、たまりかねて、議会始まって以来の抗議文を四国電力につきつける事態となった(甲166号証)。

また、事故についての住民への通報は、これも相も変わらず、一番後回しで、住民の怒りと不信は膨れ上がった(甲167号証)。

四国電力は、今回も「作業手順の厳守と許可の確認の徹底、作業員の安全意識の高揚などで実効性のある具体的対策を講じる」とし、これまでの防止対策は、原告や住民が指摘してきたとおり、口先だけの実効性のないものであったことを告白している。

### 97年9月・2号炉火災事故

さらに、この四国電力の「実効性ある防止策を講じるようにした」との舌の根も乾かない三ヵ月後の9月5日、今度は、本件2号炉で、これまた定期検査の作業中に、変圧器のコイル劣化防止のための乾燥空気を送る装置から出火する火災事故が起きた。

「またか初歩ミス」(毎日)、「またか、もう信用できぬ」(読売)、「四電どうなるとる」(愛媛)。これが、この事故に対する各新聞の見出しの内容である。

そして、「慣れてくるのが怖い」、「いつか大事故起こすぞ」と、あまりに続く事故の連続に、もはや住民は言葉も失いかける状況になった。事実、前回の事故で抗議文を出した町議会では、蒸気噴出事故で再発防止の申し入れ、放射能漏れで厳重注意、前回の事故で抗議したので、もう何をしたらいいのかわからない、と論議が止まり、四国電力から報告を受けた時に、議長が強く再発防止を申し入れたのである。

また度重なる事故の連続にたまりかねた県知事が「事故が三回も続き、県民に与える不信感は非常に大きい」と不信感を露にしている。

しかし四国電力は今回も「点検作業に携わる業者全員が当社と共通の安全意識をもって作業に当るよう安全意識の高揚に努める」と、毎度お馴染みのセリフを述べ、謝罪の会社広報紙で「大笑い」の写真を掲載してはばかりない神経なのである。

### 19日後・1号炉の復水器破損事故

しかし、この笑いが消える間もない19日後の同月24日、今度は運転中の伊方1号炉

で、二次系の蒸気を冷やす復水器で、二次系に海水が流入する事故が発生した。

二次系に海水がまざれば、二次系配管の劣化だけでなく、蒸気発生器で一次系にも影響が及び、機器の劣化をもたらす重大な事故である。四電は脱塩装置が途中にあるというが、装置がある事だけでは何の安全の保証にもならないことは、これまで多くの事故が実証している。

しかも四電は、事故の原因は、復水器細管の腐食、穴開きによるもので、貝の付着で海水の乱れができ、局部的に負担がかかってきたものとしながら、「フィルターでは不純物をすべて除去するのは不可能」として「構造的に抱える宿命」と開き直っている。そして、実はこれまでに、復水器全体の18.1%にもあたる6千7百本もの細管を取り替えていた事と、今回損傷した細管は、わずか1年前の定期検査で交換したばかりのものだったことも明らかになった。

全体の2割近い細管が、通常の運転だけで、取り替えが必要になるほどに損傷している事実と、取り替えてわずか1年で、貝殻の付着で穴が開き損傷するという現実。しかも四電自体が「構造的な宿命」と開き直るしかない状況は、原発がいかにも加減な技術能力と機器によって成り立っているかということの証明である。

その上に、この復水器細管は二次冷却系の蒸気を冷やすために、その中に海水を通してあるものであるが、この細管が破断すれば、二次系の冷却能力は下がる。これが複数の破断なら、冷却そのものも難しくなり、結果的に一次系の冷却も出来なくなる恐れがある。

「腐食、損傷が構造的宿命」である脆弱な

復水器細管は、耐震設計上は「Cクラス」であり、一般の配管としてしか設計・建造されていない。従って、ひとたび地震に襲われれば、多数の細管がひとたまりもなく破断、破壊されることは疑い余地のない事である。

本件2号炉の安全審査の調査員で、被告の地震、地盤の証人であり、原告が改めて原告側証人として尋問した垣見弘証人は、97年7月4日の第61回口頭弁論において、95年1月の神戸地震の際、神戸の南部の発電所で、「Cクラス」の発電所が損害を受け、復旧に1日以上かかった事を認めている。緊急時に原子炉の冷却に必要な時間は、秒単位か分単位である。復旧に1日もかかっていれば、原子炉は融けてしまっていることになる。ましてや、本件原発の至近の海底に、被告も認める活断層が存在しているのである。

神戸地震はマグニチュード7.2。垣見証人が先の61回調書で認めた伊方沖の活断層46キロが動けば、松田式で計算すれば「マグニチュード7.6」になる。地震のマグニチュードは対数表示であり、マグニチュードが0.4大きくなると、地震エネルギーは4倍となる。

従って、伊方沖活断層が動けば、神戸地震の4倍の規模の地震が伊方原発に襲いかかるのである。復水器細管は、その四分の一の規模の地震で破壊される耐震性しか考慮されていないのである。

Cクラスの施設は、マグニチュード7.2クラスの地震で破壊されるという現実の地震で実証された事実と、Cクラスの復水器細管は、通常の運転だけで2割近くが取り替えが必要なほどに損傷を受けている。新品に取り替えた細管も、わずか1年で貝殻の付着で穴

が開き損傷する。しかし、それを未然に防ぐ方法はなく、四電自身が「構造的宿命」とし、何らの対策もないという、伊方原発で実証された事実によって、本件審査の誤りと、そのズサン極まる審査結果を妥当とした本件許可処分の違法性は明らかである。

事故の連続に、さしもの原発推進の立場に立っていた県知事も「はなはだ遺憾。今回は構造的な問題なので厳しく対応する」とし、伊方町の中元町長も「4回も続くトラブルで町民への安全性の説得はできない。原発はすべてにパーフェクトでなければならない。同じ事を何度も言わせないでほしい」と、怒りをぶっ付けた。

#### ついに2号炉の圧力容器にひび割れ・制御棒駆動装置損傷事故

##### 一原子炉爆発に至る可能性もある 最悪の事態が現実に一

しかもこの事故の翌日の25日、四電は、本件2号炉の制御棒駆動装置の溶接部の3ヶ所に、ひび割れが発生していることを明らかにした。

この事故は原告が94年11月11日の第53回口頭弁論で、京都大学原子炉実験所の海老沢徹助手に対する証人尋問で具体的に提起し、同事故の重大性について海老沢証人が指摘、証言している。

原告が甲98号証を示して、伊方2号炉と同型の加圧水型原子炉(PWR)で、フランスを始め13基の原子炉で、制御棒を通す貫通管にひび割れが発生、スエーデンでは円周状のひび割れが発生していること、関西電力高浜1、2号炉、美浜3号炉の原子炉圧力容器の上蓋の取り替えが決められたことを示し

て、安全性との関連を尋ねたのに対して、同証人は「このひび割れの問題点は、先ず一次冷却水喪失事故になる。同時に制御棒の炉心からの飛び出しを引き起こす可能性がある。そうなると、チェルノブイリのような爆発的な(核分裂)反応度の上昇が起こり大事故になる」と指摘。更に、こうした圧力容器の蓋の溶接部にひび割れなどの破損は想定しておらず、従って、審査もされていないことを証言している。

今回の本件2号炉における事故は、証言で明らかとなっており、このひび割れが進行すれば、当然、原子炉の冷却と制御に不可欠の冷却水の流出に至り、とりかえしのつかない事態になる。その上に、最悪の場合には、制御棒が炉心から飛び出して、核分裂の制御が不可能になり、原子炉内での爆発という、破滅的大事故になる可能性を否定できないのである。

そして今回のひび割れ事故は、国内でもこれまでに5基に発生しており、その内3基ではひび割れが内部に貫通して冷却水漏れ事故になっていること、蓋の取り換えをせずに、運転を強行していた美浜3号炉で、運転中に冷却水の漏出事故が発生し、手動停止に至ったことを四電が明らかにしている。大事故は目の前までやってきているのだ。

こうした事態に愛媛新聞も社説で「四国電力はどこまで安全対策に本腰を入れているか疑わしい」と決め付け「原発の安全神話というものは、もともと有り得ない。スリーマイル、チェルノブイリが象徴する原発の危険性は普遍的であることを再確認しておきたい」と指摘、批判した。

更に県議会も、余りの事態に驚きあきれ、ついに議会始まって以来の原発の事故現場の

視察とともに、四電に対して「県民の不安を払拭し、安全運転での信頼回復を」と厳重な申し入れを行う異例の事態にまでなったのである。

#### 時代は脱原発に・一刻も早く2号炉の設置許可取り消しが求められている

原告が、あえて更に今後必要としていた原告側証人の尋問や、現地検証を取り止め、早期の訴訟進行を求めたのは、本件原発の至近に大活断層が存在し、いつ大地震が発生してもおかしくない切迫した事態であることが、具体的で正確な海底調査により明らかになり、ひたすらゴマかし続けてきた被告も、ついに、大活断層の存在を認めざるを得なくなったのに、伊方原発と各地の原発での、余りに重大な事故の続発と、にもかかわらず、ほとんどまともな対策もなく、ひたすら運転が強行されている事態に、なんとしてでも歯止めをかけねばならないという思いからである。

特に本件2号炉においては、これまでに、タービン軸の以上振動による原子炉停止、核燃料集合体の上部取り付けボルトの折損と残留、核燃料被覆管の損傷、蒸気発生器の損傷、タービン翼と蒸気シールとの接合部のひび割れ、一次冷却系の変流翼ボルトのひび割れ、火災、が発生、更に送電線への落雷でも原子炉の出力に影響を及ぼす。

そして、究極の事態とも言える圧力容器部分のヒビ割れという状況にまで至っている。

こうした、いずれもボロボロの脆弱な装置・機器と、事故の防止すらできずに、一度事故が起こると、重大な事故や事態であっても、ひたすら事実を小さいものに見せようとする四電。また、運転者の四電を厳重に監督指導